

○中村学園大学大学院研究生規程

平成5年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学大学院学則第52条に規定する大学院研究生は、この規程の定めるところによる。

(研究生)

第2条 大学院研究科において、本学教員の指導を受けて特定の事項について研究を志望する者があるときは、正規の学生の指導及び研究に妨げのない限り、選考のうえ研究生としてこれを許可することができる。

(出願資格)

第3条 研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院で認められた者

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、「研究生願書」及び本学が指定する必要書類を、期日までに提出しなければならない。また、本学が定める期日までに、別に定める入学検定料を納めなければならない。ただし、入学検定料については、本学修了生の場合、これを免除する。

2 詳細については、別に定める。

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、指導教員の推薦により研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第6条 研究生として入学を許可された者は、本学が定める期日までに、別に定める入学金・研究指導料その他の納入金を納めなければならない。ただし、入学金については、本学修了生の場合、これを免除する。

(入学時期)

第7条 研究生の入学は、年度始めとする。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、1年とする。

(研究期間の延長)

第9条 研究生が研究期間の延長を希望する場合は、研究期間延長願及び本学が指定する必要書類を、期日までに提出しなければならない。

2 前項により願出があった場合は、研究科委員会の議を経て、学長が延長を許可することができる。

3 延長を許可された者は、本学が定める期日までに、別に定める研究指導料を納めなければならない。

(研究施設の利用)

第10条 研究生は、本学の大学院学生に準じて研究施設を利用することができる。

(聴講)

第11条 研究生は、事前に授業担当教員の許可を得たうえで、指導教員が指示する授業科目の聴講ができる。ただし、聴講できる科目は所属研究科開講科目に限る。

(研究報告)

第12条 研究生は、指導教員の指導を受け、その研究成果について研究報告書をもって、研究終了時に、研究科長を経て、学長へ報告しなければならない。

(研究生証)

第13条 研究生には、研究生証を交付する。

2 研究生は、本学大学院が交付した研究生証を常に携帯し、また研究期間の終了又は研究生でなくなったときは、これを返還しなければならない。

(身分の取消し)

第14条 研究期間中であっても、研究科委員会が研究生として適当でないと認めたときは、学長は研究生としての身分を取り消すことができる。

(準用)

第15条 研究生は、本規程のほかは、正規の学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成26年度研究生より適用する。